

未熟児養育医療について

1 養育医療の給付対象

目黒区内に居住する次の（ア）、（イ）のいずれかの症状を有している未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの

- （ア） 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- （イ） 生活力が特に弱く、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

区 分	症 状
一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動異常
体温	摂氏34度以下
呼吸器・循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で、増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い
消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物、血性便がある
黄疸	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 異常に強い黄疸がある

養育医療券の認定可能期間は、出生日から1歳の誕生日の前々日までの間です。

例：令和5年1月20日が誕生日のお子様の場合

令和5年1月20日から令和6年1月18日の範囲内で認定可能。

2 給付内容

指定医療機関における次の入院費

- （ア） 診察
- （イ） 薬剤又は治療材料の支給
- （ウ） 医学的処置、手術及びその他の治療
- （エ） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- （オ） 移送

※医療機関窓口で支払いがあった場合は、領収書を使い、子育て支援課 手当・医療係（5722-9864）へご請求ください。

3 給付の決定

給付が決定すると、保護者宛て「養育医療券」が交付されますので、指定医療機関に養育医療券を提示してください。

入院医療費の健康保険適用後の自己負担分を目黒区が給付します。

※養育医療券が届く前に、乳幼児医療証を利用して医療費を清算した場合、後から養育医療券を適用することはできません。申請が遅れてしまう場合は、医療機関の会計担当者、あらかじめ養育医療券を申請することをお伝えください。

4 養育医療の申請について

次に掲げる書類をご住所の管轄の保健予防課または碑文谷保健センターにご提出ください。

- 1 養育医療給付申請書（保護者記入）
- 2 養育医療意見書（指定医記入）
- 3 世帯調書（保護者記入）
- 4 特別区民税額証明書（世帯全員分）
 - ① 必要な課税年度の1月1日に目黒区に住民登録があり、住民税が確定しているかた → 特別区税照会同意書
※住民票上の同一世帯外のかたが代理で申請する場合は委任状が必要です。
 - ② ①以外のかた → 年度課税（非課税）証明書
→ 年度税額決定通知書または納税証明書の写し
※上記②の場合は、マイナンバーの情報連携により、「個人番号に係る世帯調書」を記入いただくことで添付書類を省略することが可能です。
※ただし、税照会が出来ない場合や確認に日数がかかる場合があります。
※税証明から、他の世帯員の被扶養となっていることが確認できない世帯員がいる場合は、その方の税証明も必要です。
 - ③ 生活保護のかたは保護証明書
- 5 健康保険証のコピー（申請されるお子さまのもの）
- 6 本人確認書類
（4の①を提出する場合、窓口に来たかたの本人確認書類が必要です。）
- 7 遅延理由書（入院日から3か月を超えて申請される場合）

5 お問合せ先

書類の申請・医療給付制度についてご不明な点がございましたら、ご住所を管轄する以下の保健所にお問い合わせください。

- 保健予防課（目黒区総合庁舎内） ☎ 03-5722-9396
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
- 碑文谷保健センター ☎ 03-3711-6446
〒152-0003 目黒区碑文谷4-16-18